

議案第59号

京田辺市火災予防条例の一部改正について

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月29日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が令和5年5月31日に公布されたことに伴い、本条例についても所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市火災予防条例（昭和37年京田辺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「次の各号」を「次」に改める。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第18条第1項第1号中「次の各号」を「次」に改める。

第29条の3第1項第4号中「第3号」を「前号」に改める。

第4章の章名及び同章第1節の節名を次のように改める。

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第31条の6第1項中「第31条の4第1号」を「第31条の4第1項」に改める。

第33条第3項中「第2項に規定する」を「前2項に規定する」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW 以下	10 0	15 注	15	15 注	注： 機器 本体 上方 の側 方又 は後 方の 離隔 距離 を示 す。
			据置型レンジ	21 kW 以下	10 0	15 注	15	15 注	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW 以下	80 0	0	—	0	
			据置型レンジ	21 kW 以下	80 0	0	—	0	
固体燃料	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	10 0	50	50	50	

料外	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
			上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
					使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の京田辺市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の

規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないも</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないも</p>	<p>字句の整理</p> <p>特定の対象を削除</p>

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>のをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸水防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>のをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等の浸水防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワーセル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>対象の明確化</p> <p>規制単位等の変更に伴う改正</p> <p>旧基準の削除及び安全対策の追加</p> <p>引用条項の改正</p> <p>字句の整理</p>

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物又は（16）項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 第1号及び前号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分がある階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）</p> <p>（5）及び（6） （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p><u>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</u></p> <p><u>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</u></p> <p>(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第31条の6 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、<u>第31条の4第1項</u>の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか</u>、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第30条から第31条の8まで（第31条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号並びに第31条の7を除く。）の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の</p>	<p>(住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物又は（16）項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 第1号及び第3号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分がある階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）</p> <p>（5）及び（6） （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p><u>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準</u></p> <p><u>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準</u></p> <p>(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第31条の6 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、<u>第31条の4第1号</u>の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第2項に規定するもののほか</u>、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第30条から第31条の8まで（第31条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号並びに第31条の7を除く。）の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の</p>	<p></p> <p>引用条項の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>引用条項の整理</p> <p>引用条項の整理</p>

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案										現行										改正理由
うち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(12) (略) (13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。) (14)及び(15) (略) 別表第3(第3条、第18条関係)										うち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(12) (略) (13) 蓄電池設備 (14)及び(15) (略) 別表第3(第3条、第18条関係)										除外規定の追加
種類			離隔距離 (cm)							種類			離隔距離 (cm)							
			入力	上方	側方	前方	後方	備考				入力	上方	側方	前方	後方	備考			
(略)										(略)										
厨 房 設 備 材 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	厨 房 設 備 材 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	規制対象の追加
		据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15	注	注			注								
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		
		木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30												
上記に分類使用温度が800℃以上のもの				—	250	200	300	200		上記に分類使用温度が800℃以上のもの				—	250	200	300	200		
(略)										(略)										

京田辺市火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行	改正理由
されないもの	の							
の	使用温度が300℃以上80	＝	150	100	200	100		
	0℃未満のもの							
	使用温度が300℃未満のも	＝	100	50	100	50		
	の							
(略)								
備考 1～3 (略)							備考 1～3 (略)	